

答申第 717 号

令和元年 5 月 15 日

神奈川県公安委員会
委員長 草壁 悟朗 様

神奈川県情報公開審査会
会長 常岡 孝好

行政文書一部公開処分に関する審査請求について（答申）

平成 30 年 2 月 20 日付けで諮問された特定事件に関する警察取扱文書一部非公開の件（その 16）（諮問第 800 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関が、公開請求の対象となる文書として、平成 28 年 7 月 26 日付け交通障害発生報告書を特定し、その一部を非公開としたことは妥当である。

2 審査請求に至る経過

(1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 9 条の規定に基づき、平成 28 年 9 月 20 日付けで、神奈川県警察本部長に対して、特定事件に関する情報一切について、行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

(2) 本件請求に対し、神奈川県警察本部長は、平成 28 年 9 月 29 日付けで、条例第 10 条第 4 項の規定に基づき、本件請求に対する決定を延長する決定を行い、同年 11 月 16 日付けで、同条第 5 項の規定に基づき、さらに本件請求に対する決定を延長する決定を行った上で、平成 29 年 9 月 19 日付けで、平成 28 年 7 月 26 日付け交通障害発生報告書（以下「本件行政文書」という。）を対象文書として特定の上、本件行政文書に記載された警部補以下の階級にある警察官の姓（以下「本件非公開情報」という。）については、個人に関する情報であって特定の個人が識別される情報であるとして条例第 5 条第 1 号本文を理由に非公開とする一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

(3) 審査請求人は、平成 29 年 10 月 17 日付けで、神奈川県公安委員会に対し、行政不服審査法第 2 条の規定に基づき、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が実施機関に提出した審査請求書及び反論書並びに条例第 20 条第 3 項の規定に基づき当審査会に提出した意見書における主張を整理すると、審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 条例第 5 条第 1 号該当性について

本件非公開情報は、条例第 5 条第 1 号本文に該当しない。たとえ、同号本文に該当したとしても、同号ただし書ア、イ、ウ及びエに該当する。

(2) 条例第 7 条該当性について

特定事件の重大性にかんがみれば、本件非公開情報は公開されるべきである。

(3) 本件請求の対象となる文書の特定について

ア 本件行政文書上確認できる 3 件の 110 番通報に係る文書（以下「本件 110 番文書」と総称する。）を本件請求に係る対象文書として特定すべきである。

イ 文書の検索が不十分であるか、又は、条例の適用除外若しくは解釈上、行政文書に該当しないと判断したことは違法である。加えて、実施機関は、文書の再検索を行っておらず不当である。

ウ 実施機関は、特定事件発生前からの文書も確認すべきであり、確認しなかったことは公開請求権の侵害である。

(4) その他

ア 公開請求の対象となった行政文書が、紙媒体を原本とする場合であっても、その写しを交付する際には、CD-R に記録したものを交付すべきである。

イ 行政文書の写し等の交付に要する費用の算出方法の定めは、条例第 1 条等に反する。

ウ 反論書の副本の提出を強いられており、かかる対応は行政不服審査法第 1 条に反する。

4 実施機関（交通部交通規制課）の説明要旨

実施機関が作成した弁明書及び条例第 20 条第 3 項の規定に基づき当審査会に提出した意見書における説明を整理すると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 条例第 5 条第 1 号該当性について

ア 条例第 5 条第 1 号本文該当性について

本件非公開情報は、警部補以下の階級にある警察官の姓であることから、特定の個人が識別される情報に該当するため、条例第 5 条第 1 号本文に該当する。

イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

警部補以下の階級にある警察官の氏名は、神奈川県職員録、新聞の異動記事その他のいかなる媒体においても公表されておらず、慣行として審査請求人が知ることができ、又は知ることが予定される情報ではないことから、本件非公開情報についても、条例第5条第1号ただし書イに該当しない。

また、かかる情報は、その内容及び性質にかんがみて、同号ただし書ア、ウ及びエにも該当しない。

(2) 条例第7条該当性について

本件非公開情報は、前記(1)のとおり、条例第5条第1号本文に該当するため、非公開としたものであり、本件非公開情報を公開することによって生じる支障を上回る公益上の必要はない。

(3) 本件請求の対象となる文書の特定について

実施機関が、本件請求の対象となる行政文書として、本件行政文書を特定したことについては、次のとおり、その特定に遺漏はない。

ア 本件行政文書について

実施機関は、分掌事務として、交通総量の抑制に係る総合的企画及び調整、交通規制、交通信号機、道路標識等の交通安全施設、交通管制、交通情報等に関することを所管している。実施機関が、本件行政文書を管理していたのは、交通規制及び交通管制業務の一環として、特定事件の発生に伴い、救助、捜査活動等のため、交通規制を行ったからである。実施機関は、かかる交通規制業務を除き、他に直接的に特定事件に係る業務を所管しているものではないことから、本件行政文書以外に本件請求の対象として特定すべき行政文書は管理していない。

なお、審査請求人は、特定事件発生前からの文書を確認すべき旨主張するが、実施機関は、特定事件発生前も含め本件請求の対象となる文書の検索を行ったところ、特定事件発生前の文書は存在しなかったものである。

イ 本件110番文書について

審査請求人は、本件110番文書を、本件請求に係る対象文書として特

定すべき旨主張するが、次のとおり、本件請求時にあって、本件 110 番文書は実施機関において管理していなかったことから、本件請求に係る対象文書として特定しなかったものである。

実施機関では、通常、交通障害発生報告書を作成する際に、交通規制に対する問合せ、要望等がなかったかどうかを確認するため、神奈川県警察本部地域部通信指令課（以下「通信指令課」という。）に 110 番通報の受理状況について問合せを行っている。かかる問合せに際しては、必要に応じて通信指令課が作成している 110 番事案措置票を取得することもあるが、交通障害発生報告書を作成するに足る情報が得られればよいため、実務上、口頭で聴取することが多いものである。

本件行政文書を作成するに際しても、実施機関が通信指令課に問合せをしたところ、本件 110 番文書に係る通報の存在が確認されたものの、本件行政文書を作成するためには、その内容を聴取することで足りたため、聴取内容を本件行政文書に記録することはしたものの、それらの通報に係る 110 番事案措置票の送付は要求しなかったものである。

よって、本件 110 番文書は、本件請求時にあって、実施機関において管理していなかったことから、本件請求に係る対象文書として特定しなかったものである。

5 審査会の判断理由

(1) 本件行政文書について

当審査会が確認したところ、本件行政文書は、実施機関が説明するとおり、実施機関が特定事件に伴う通行止めの交通規制を行った際に作成された交通障害発生報告書であって、特定事件に関連して作成されたものであると認められる。

(2) 条例第 5 条第 1 号該当性について

条例第 5 条第 1 号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開とすることができると規定している。

もつとも、同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、同号ただし書アからエまで、すなわち「法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」（同号ただし書ア）、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」（同号ただし書イ）、「公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」（同号ただし書ウ）、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」（同号ただし書エ）に該当する情報については、公開すべき旨を規定している。

そこで、本件処分において同号に該当するとされた本件非公開情報の同号該当性について、同号ただし書該当性を含めて、以下、検討する。

本件非公開情報は、警部補以下の階級にある警察官の姓であることから、特定の個人が識別される情報であることは明らかである。

よって、かかる情報は、同号本文に該当すると判断する。

また、警部補以下の階級にある警察官の氏名は、神奈川県職員録、新聞の異動記事その他のいかなる媒体においても公表されておらず、また、今後、公表される予定も認められないことから、本件非公開情報は同号ただし書イに該当せず、かかる情報の内容及び性質にかんがみれば、同号ただし書ア、ウ及びエにも該当しないことは明らかである。

よって、かかる情報は、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないと判断する。

(3) 条例第7条該当性について

条例第7条は、「公益上特に必要があると認めるとき」は非公開情報を「公開することができる」と規定しているところ、審査請求人は、同条の規定に基づく裁量的公開を求めているため、以下、検討する。

ア 条例第7条は、条例第5条各号に規定する非公開情報であっても、「公益上特に必要があると認めるとき」に、当該非公開情報の裁量的公開を認める規定であることにかんがみると、ここにいう「公益性」とは、同条第1号、第2号及び第5号のただし書の規定による非公開情報の公開に必要とされる、人の生命、身体の安全等を越えた、さらに広範な社会

的、公共的な利益が存在することを意味し、「特に必要があると認められるとき」とは、かかる公共的な利益が、公開しないことにより守られるべき法益を特に上回る場合を意味すると解される。

イ これを本件について見ると、本件非公開情報は、警部補以下の階級にある警察官の姓であって、かかる情報を公開したとしても、人の生命、身体の安全の保護等の利益を超えた、さらに広範な社会的、公共的な利益を保護することにつながると認めることは、困難であると言わざるを得ない。

よって、本件非公開情報は、条例第7条の適用の基礎を欠くものであり、実施機関が、同条の規定に基づく裁量的公開をしなかったことは妥当であると判断する。

(4) 本件請求の対象となる文書の特定について

ア 本件行政文書について

当審査会が確認したところ、実施機関が本件行政文書を本件請求に係る対象文書として特定したことは、その分掌事務に照らし妥当であると認められる。

イ その他の文書について

(ア) 本件 110 番文書

審査請求人は、本件 110 番文書を本件請求に係る対象文書として特定すべき旨主張しているが、当審査会が確認したところ、本件行政文書たる交通障害発生報告書を作成するに当たっては、一般に交通規制に対する問合せ等の有無を通信指令課に確認し、その内容を同報告書に記載することとされており、その過程において、該当する 110 番通報が存在する場合には、当該通報に係る 110 番事案措置票を実施機関が通信指令課から取得することもあるものの、同報告書の作成に足る情報があれば十分であるとして、口頭により、その内容を聴取するにとどまることも、一般的であることが認められる。本件にあっても、本件 110 番文書に係る通報の内容は、本件行政文書から軽易なものであることが明らかであり、実施機関が、本件行政文書を作成するに当たって、口頭報告によりその内容を聴取することで足りたため、110 番

事案措置票の送付を通信指令課に求めることはせず、本件 110 番文書を取得することもなかったとして、本件請求時に本件 110 番文書を管理していなかったと説明している点に、特段不合理な点は認められない。

(イ) 特定事件発生前の文書

審査請求人は、実施機関が特定事件発生前の文書を確認すべき旨主張するが、当審査会が確認したところ、実施機関は特定事件発生前の文書についても検索を行っていることが認められ、この点に関する審査請求人の主張を採用することはできない。

(5) その他

審査請求人は、公開請求の対象となった行政文書が、紙媒体を原本とする場合であっても、その写しを交付する際には、CD-R に記録したものを交付すべきこと、また、行政文書の写し等の交付に要する費用の算出方法の定めが条例第 1 条等に反すること、さらに、反論書の副本の提出を強いられた旨を主張しているため、以下、これらの点について検討する。

神奈川県情報公開審査会規則第 2 条は、当審査会の所掌事項を「条例第 10 条第 1 項に規定する諾否決定若しくは条例第 5 条に規定する公開請求に係る不作為に係る審査請求又は条例第 26 条第 5 項の規定による助言の求めにつき実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告する。」としており、これは、当審査会が、公開請求の対象となった行政文書に含まれる情報の条例第 5 条各号に規定する非公開事由該当性、公開請求の対象となった行政文書の条例第 3 条第 1 項に規定する行政文書該当性やその存否等を調査審議することを定めた規定であると解される。

これを踏まえると、審査請求人のこれらの主張は、本件処分の適法性に影響を与えるものではないと認められるため、当審査会は、審査請求人のいずれの主張についても調査審議する立場にない。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 30 年 2 月 21 日	○ 諮問
12 月 20 日 (第 191 回部会)	○ 審議
平成 31 年 1 月 28 日 (第 192 回部会)	○ 審議
2 月 26 日 (第 193 回部会)	○ 審議
3 月 4 日	○ 実施機関から条例第20条第3項の規定に基づき提出された意見書を収受
3 月 22 日	○ 審査請求人から条例第20条第3項の規定に基づき提出された意見書を収受
3 月 27 日 (第 194 回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板 垣 勝 彦	横浜国立大大学院准教授	部 会 員
市 川 統 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員
柿 崎 環	明 治 大 学 教 授	
田 村 達 久	早 稲 田 大 学 教 授	会長職務代理者 (部会長を兼ねる)
常 岡 孝 好	学 習 院 大 学 教 授	会 長
遠 矢 登	弁護士（神奈川県弁護士会）	
堀 内 かおる	横 浜 国 立 大 学 教 授	部 会 員

(令和元年5月15日現在)(五十音順)